

「税務システム（千葉県）特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）の概要

1 特定個人情報保護評価書の再評価について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、個人番号を含む個人情報（特定個人情報）を保有する事務においては、番号法の規定により特定個人情報保護評価（注1）を実施し、その内容を記載した評価書（特定個人情報保護評価書）を公表することとされています。

このたび、地方税関連事務に関する特定個人情報保護評価書について、前回の評価から5年が経過したことによる再評価を行うと共に、公金受取口座登録制度（注2）の開始に伴い、デジタル庁から提供される口座情報を還付金の振込先情報として活用するための「重要な変更」を加えることとしました。

（注1）特定個人情報保護評価とは、個人番号を含む個人情報のファイル（特定個人情報ファイル）を保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

（注2）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）に基づき、行政機関の長等が各個人へ支給する給付金等の受取のための口座を国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

2 特定個人情報保護評価書（案）の概要

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

地方税の賦課徴収に関する事務において特定個人情報を保有・利用する。

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

地方税の賦課徴収事務において、本県では以下のシステムを利用する。

- ①税トータルシステム（基本情報、課税、収納、滞納の事務処理を管理）
- ②住民基本台帳ネットワーク（個人番号の取得、個人の氏名・住所の照会）
- ③国税連携システム（所得税の確定申告書情報の授受）
- ④中間サーバー（番号法の規定に基づき、情報提供ネットワークを通じてやりとりする特定個人情報の授受）

3. 略

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

県税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化のため使用する。

個人番号の利用により個人の正確な特定が可能となり、併せて各団体が保有する情報が取得可能となることで、賦課徴収事務の効率化が図られるとともに、マイナポータルを活用等による納税者の利便性の向上が期待される。

5及び6 個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムによる情報連携

番号法第9条、第19条の規定により、地方税については利用が認められている。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 略

2. 基本情報

税トータルシステムでは、税の賦課徴収の事務に使用するため、個人番号・基本4情報、電話番号、減免判定に必要な障害者情報等の個人情報を保有している。

3. 特定個人情報の入手・使用

税トータルシステムは、申告書や届出書のほか、上記Iの2の各システム（庁内関係課、国、市町村等）から電磁的記録媒体等により特定個人情報を入手している。

また、情報の取得は、番号法、地方税法等、法令の定めに従って行われるもののみである。（目的外取得はない）

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

①税トータルシステム、②国税連携システムについて、外部業者に保守運用を委託している。

5. 特定個人情報の提供・移転（上記4以外）

上記4の委託先以外では、本県で課税しない（転居により本県に住所を有しなくなった等）者の所得税の確定申告書データを他都道府県に提供（回送）している。

6. 特定個人情報の保管・消去

地方税については、①税トータルシステム、②国税連携システム、③中間サーバーとも専用のデータ室で厳重に管理されている。

また、使用しなくなったデータについても随時適正に処理される。

III. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

1. 略

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステム以外）

入手する方法として、

①本人からの申告・届出

②他機関（庁内、国、市町村等）

③システム（国税連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム）

からの情報取得が想定されるが、

- ・ いずれも法令等の規定に基づく情報の入手であり、法令に基づかない、不適切な方法による情報の取得はない。
- ・ 特定個人情報の取得にあたっては、本人確認及び真正性の確認を行う措置を施している。
- ・ 特定個人情報をした際、情報が漏洩することのないよう、特定個人情報の保管場所を定めているほか、データについては施錠のかかる棚に保管するなど対策を施している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1 目的を超えた紐付け

地方税については、税務に関係のない情報を保有しない。

リスク2 権限のない者によって不正に使用されるリスク

特定個人情報を取扱うにあたっては、職員・委託先ともID及びパスワードで管理されており、誰がアクセスしたか記録が取られている。

リスク3 従業者が事務外で使用するリスク

特定（本課）の税務職員以外は特定個人情報（データ）のコピーが制限されている。

リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

上記の他、委託先についてもバックアップ処理出来る者を制限しているほか、契約においてデータの保護・管理について計画書の策定を義務付けている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託契約時において、データ保護及び管理に関する特記仕様も併せて契約しており、ファイルの使用制限、使用した記録、情報の提供、情報の消去についてそれぞれ方法を定めている。

5. 特定個人情報の提供・移転（情報提供ネットワーク以外）

国税連携ネットワークシステムによる情報提供があるが、同システムについては、地方税共同機構（地方税法に基づき地方団体が共同して運営する地方共同法人）が運営管理を行っており、不正あるいは不適切な情報の提供・移転が行われないう、厳格な基準を設けている。（法令に基づく情報の提供のみを行っている。）

6. 情報ネットワークシステムとの接続

情報ネットワークシステムを通じて、中間サーバーに保管された特定個人情報の授受が行われるが、中間サーバーについては、国（総務省）が運営管理を行うとしており、番号法の規定に基づく特定個人情報の授受以外に同情報が提供・移転されることはない。

また、情報の授受に当たっては、照会者・提供者とも許可証を取得してから、情報の授受を行うなどの情報漏洩対策が徹底されている。

7. 特定個人情報の保管・消去

先述のとおり、税トータルシステムについては、専用のサーバー室に機器を設置しており、物理的、技術的な部分も含め、安全管理が施されている。

中間サーバーについても、先述のとおり国（総務省）が安全管理を徹底している。

また、地方税に関する特定個人情報については、随時データの更新・消去が行われ、古い情報がそのまま保管されることはない。

（完納となったデータは随時一定期以後消去される。）

IV. その他のリスク対策

1. 監査

地方税の特定個人情報を取り扱う①税トータルシステム、②国税連携システム、③中間サーバーともそれぞれ運用規則等の規定に基づき、定期的な監査を受けている。

なお、税務職員については、システムの監査のほか、職員についても監査（税務全般については税務診断、個人番号及び基本4情報については、住民基本台帳ネットワークシステムの利用に伴う監査）を受けることとしている。

2. 従業員に対する教育・啓発

職員については、研修会・会議等を通じて、個人情報保護に関する教育を行うこととしている。

また、国、地方税共同機構が主催する各種研修会等にも参加する。

その他

地方税に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）のうち、国税連携システム及び中間サーバーに関する部分の記載は、総務省及び地方税共同機構、株式会社TKCから情報提供を受けています。